

法定開示項目一覧

(情)印は情報編を、(資)印は資料編のページ数を表しています。

(銀行法施行規則第19条の3)

1. 銀行及びその子会社等の概況
 - イ. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ... P40(資)
 - ロ. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項 P40(資)
 - ①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地
 - ③資本金又は出資金 ④事業の内容 ⑤設立年月日
 - ⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - ⑦銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
2. 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項
 - イ. 直近の事業年度における事業の概況 P38(資)
 - ロ. 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標 P39(資)
 - ①経常収益 ②経常利益又は経常損失
 - ③当期純利益又は当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額
 - ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率
3. 銀行及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況
 - イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書 P41～43(資)
 - ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 P51(資)
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 P76、78～87(資)
 - ニ. 銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの P52(資)
 - ホ. 会社法第444条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 P51(資)
 - ヘ. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 P51(資)
4. 報酬等に関する開示事項 P95(資)

(銀行法施行規則第19条の2)

1. 銀行の概況及び組織に関する事項
 - イ. 経営の組織 P4(資)
 - ロ. 持株数の多い順に十以上の株主に関する事項 P73(資)
 - ①氏名 ②各株主の持株数
 - ③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
 - ハ. 取締役及び監査役の氏名及び役職名 P3(資)
 - ニ. 会計監査人の氏名又は名称 P60(資)
 - ホ. 営業所の名称及び所在地 P31(資)
2. 銀行の主要な業務の内容 P14～24(資)
3. 銀行の主要な業務に関する事項
 - イ. 直近の事業年度における事業の概況 P20～21(情)、P53(資)
 - ロ. 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標 P53(資)
 - ①経常収益 ②経常利益又は経常損失
 - ③当期純利益若しくは当期純損失
 - ④資本金及び発行済株式の総数 ⑤純資産額 ⑥総資産額
 - ⑦預金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高
 - ⑩単体自己資本比率 ⑪配当性向 ⑫従業員数
 - ハ. 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標
 - (1) 主要な業務の状況を示す指標
 - ①業務粗利益及び業務粗利益率 P61(資)
 - ②国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 P61(資)
 - ③国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや P61、62(資)
 - ④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 P62(資)
 - ⑤総資産経常利益率及び資本経常利益率 P62(資)
 - ⑥総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 P62(資)
 - (2) 預金に関する指標
 - ①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 P63(資)
 - ②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 P63(資)
 - (3) 貸出金等に関する指標
 - ①国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 P64(資)
 - ②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 P64(資)
 - ③担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額 P65(資)

- ④使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高 P66(資)
- ⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 P65(資)
- ⑥中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 P66(資)
- ⑦特定海外債権残高の5/10パーセント以上を占める国別の残高 P66(資)
- ⑧国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預金率の期末値及び期中平均値 P63(資)
- (4) 有価証券に関する指標
 - ①商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く) P69(資)
 - ②有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高 P69(資)
 - ③国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高 P69(資)
 - ④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預金率の期末値及び期中平均値 P63(資)
4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項
 - イ. リスク管理の体制 P25～27(資)
 - ロ. 法令遵守の体制 P28(資)
 - ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 P8～13(資)
 - ニ. 指定紛争解決機関の商号又は名称 P97(資)
5. 銀行の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 P54～57(資)
 - ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 P66(資)
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 P77～80、88～94(資)
 - ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 P70～72(資)
 - ①有価証券
 - ②金銭の信託
 - ③銀行法施行規則第十三条の第三第一項第五号イからホまでに掲げる取引
 - ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 P66(資)
 - ヘ. 貸出金償却の額 P66(資)
 - ト. 会社法第435条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 P60(資)
 - チ. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 P60(資)
6. 報酬等に関する開示事項 P95(資)

(銀行法施行規則第19条の2(信託業務関連))

1. 信託業務の内容 P22(資)
2. 信託業務に係る業務及び財産に関する事項
 - イ. 直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標 P53(資)
 - ①信託報酬 ②信託勘定貸出金残高
 - ③信託勘定有価証券残高 ④信託財産額
 - ロ. 信託業務に関する指標 P74～75(資)
 - ①信託財産残高表 ②金銭信託等の受託残高
 - ③元本補填契約のある信託の種類別の受託残高
 - ④信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高
 - ⑤金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高
 - ⑥金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高
 - ⑦金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高
 - ⑧担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高
 - ⑨使途別の金銭信託等に係る貸出金残高
 - ⑩業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - ⑪中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - ⑫金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、その他の証券の区分)の残高
 - ハ. 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 P75(資)

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 P67(資)
2. 危険債権 P67(資)
3. 要管理債権 P67(資)
4. 正常債権 P67(資)